

沖縄県高等学校等奨学のための給付金

意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、低所得世帯を対象に、平成26年度から「沖縄県高等学校等奨学のための給付金制度」が始まっています。

令和6年7月1日において、次の要件を、すべて満たしている方が支給対象となります。(新入生への一部支給は除く)。

- (1) 保護者等(親権者)の令和6年度の道府県民税及び市町村民税**所得割額**が非課税、又は生活保護受給世帯
- (2) 保護者等(親権者)が、沖縄県内に在住している
- (3) 生徒が、高等学校等就学支援金または学び直し支援金の支給期間内である。
- (4) 生徒が、平成26年度以降に入学して在学中で、休学中ではない。
- (5) 児童福祉法による見学旅行費又は特別育成費が措置されていない。
- (6) 在学中に、これまで「高校生等奨学給付金」を3回(定時制・通信制課程の場合は4回)以上給付されていない(過去に在学した学校における給付回数も含む)

○支給額 (返還の必要はありません) ※国公立高校の場合

世帯状況		給付額(年額)
生活保護受給世帯(生業扶助受給世帯)		32,300円
非課税世帯	通信制課程以外の課程に在籍する第1子	122,100円
	通信制課程以外の課程に在籍する第2子以降 ※15歳以上23歳未満の兄弟姉妹がいる場合	143,700円
	通信制・専攻科課程に在籍	50,500円

○提出書類

【全員共通】

- ①高校生等奨学給付金受給申請書(様式1)
- ②債権者登録申請書(別添様式)
- ③振込口座の通帳の写し ※②③は以前提出済みの方は省略可



【その他必要書類】

- ④令和6年度(所得)課税証明書(令和6年度が非課税世帯にあたる場合)
- ⑤生活保護受給証明書(生活保護を受給している場合)※発行日が7月1日以降であり受給開始日の記載があること
- ⑥扶養誓約書(15歳以上23歳未満の兄弟がいる場合)
- ⑦依頼書(申請者以外の口座に振り込む場合)
- ⑧委任状(校納金等の支払いに充てる場合)

提出書類	生業扶助 受給世帯	非課税世帯	
		対象生徒が 第1子	対象生徒が 第2子以降
①高校生等奨学給付金受給申請書	○	○	○
②令和6年度(所得)課税証明書		○	○
③生活保護受給証明書	○		
④扶養誓約書(様式3)			○
⑤債権者登録申請書	○	○	○
⑥振込先口座の通帳の写し	○	○	○
⑦依頼書	希望者のみ	希望者のみ	希望者のみ
⑧委任状	希望者のみ	希望者のみ	希望者のみ

○問い合わせ先

事務室 担当者 島袋 TEL:098-937-3563